

令和元年 5月 7日
(2019年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 淳

答 申

平成 30 年 (2018 年) 6 月 6 日付け伊総総第 389 号で諮問のあった下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

平成 29 年 6 月 17 日付け公文書公開請求があり、平成 29 年 8 月 9 日付け公文書部分公開決定
(伊活整都第 691 号) を行った「スーパービバホーム伊丹店に関する全文書」の処分に対する
審査請求に関する諮問

(別 紙)

諮問番号：平成30年度諮問第2号

答申番号：平成31年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

「スーパービバホーム伊丹店に関する全文書」の公文書公開請求に対し、平成29年8月9日付けで伊丹市長（以下「処分庁」という。）が行った伊活整都第691号による公文書部分公開決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、伊丹市情報公開条例（以下、「条例」という。）に基づき、平成29年6月17日付けで「スーパービバホーム伊丹店に関する全文書」に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。その後、実施機関において条例第6条第1項第2号に基づき、公文書の特定のために平成29年6月20日付け伊総総総第292号により補正を求め、平成29年6月26日付けで、「ビバホーム伊丹に関する公文書で、（1）商工労働課が保有しているもの。協議の記録、外部からの意見含む。（2）商工労働課以外が保有している道路交通・交通安全に係る文書（道路とは、道路交通法の及ぶ範囲。県道、市道、駐車場内道路含む）協議の記録、外部からの意見・問い合わせならびに伊丹市の応答（担当課宛、市民相談課宛等問わず。（1）（2）以外。）」とする補正書が提出された。

2 処分庁の決定

本件請求に対して処分庁は、スーパービバホーム伊丹店に関する公文書（伊活整都第144号・伊活整都第154号・伊活整都第306号）を特定したが、文書量が多くかつ非公開情報の分離に時間を要することから、決定期間延長通知を行い、平成29年8月9日付けで公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年11月9日に本件処分を不服として、「（1）公開された文書の内、公開すべきでない個人情報を公開するとした決定を取り消す。（2）公開決定文書範囲と、公開文書の範囲の乖離を解消させる。（3）部分公開決定された文書において、非公開とした個人名を公開した違法を確認し、当該個人に対して謝罪させる。（4）審査請求人の名誉を毀損する文書を作成し、個人名を含め公開した違法について確認し、謝罪させる。」として審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

（1）公開された起案用紙において、文書公開の区分は非公開とされており、同開示判断に基づけば、非公開文書を公開した違法がある。

- (2) 公開文書の内、個人の発言内容を職員の記憶に基づき記載した文書、個人の主張を記したメールは、個人の一身に専属する情報であり、個人の思想・信条等に関する情報である。
また、メール署名を構成するメール送信者作成の独創的文字表記は、個人特定情報あるいは個人特定に有効な情報であり、非公開情報たる個人情報であり、非公開情報である個人情報公開した違法がある。
- (3) 平成 27 年 5 月 11 日の通話記録に係る文書で、通話内容のメモとともに、問い合わせ者の名字を公開している。
- (4) 市民からのメールにつき、本文を公開しているが、添付書類を公開していない。
- (5) 非公開情報である個人情報につき、その一部を削除するなどの加工により、非公開の制約を解除する場合は、情報公開決定通知にて、その旨を判断根拠と共に示すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 起案用紙の文書公開区分は、決裁事務処理時に非公開と判断したものであるが、本件公文書公開請求に係る公開決定にあたり、改めて公文書の公開・非公開部分を精査した結果、非公開情報を除く部分について公開すべきと判断し、部分公開決定を行ったものである。
- (2) 審査請求人は、「個人の発言内容を職員の記憶に基づき記載した文書、個人の主張を記したメールは、個人の一身に専属する情報であり、個人の思想・信条等に関する情報である。」、また、「メール署名を構成するメール送信者の独創的文字表記は、個人特定情報あるいは個人特定に有効な情報である。」と主張しているが、本件公文書公開請求に係る公開決定にあたり、条例に基づき判断した結果、いずれも特定の個人を識別することができず、また、通常他人に知られたくないと認めることができないと判断したものである。
- (3) 「個人名（私人）を含む個人情報を公開した違法」については、不適切な事務処理であったと認める。
- (4) 審査請求人は、「市民からのメールにつき、本文を公開しているが、添付書類を公開していない。」と主張しているが、処分庁において公文書として保管していないため、不知。
- (5) 本件処分内容に関連性を有しないため認否の限りでない。

3 審査請求人の反論書における主張

- (1) 原処分は伊丹市情報公開条例に基づかず決定されているため、原処分を取消し、再度一からやり直しさせる必要がある。

第4 審査会審議等の経過

開催日	内容
平成30年(2018年) 6月 6日	諮問の受理
平成30年(2018年) 10月10日	第1回審議
平成30年(2018年) 11月 7日	第2回審議
平成30年(2018年) 12月20日	第3回審議
平成31年(2019年) 1月28日	第4回審議
平成31年(2019年) 2月15日	第5回審議
平成31年(2019年) 3月29日	第6回審議
平成31年(2019年) 4月10日	第7回審議

第5 審査会の判断

1 公開・非公開等の判断について

(1) 審査請求人は、「公開された起案用紙において文書公開の区分は非公開とされており、同開示判断に基づけば、非公開文書を公開した違法がある」と主張している。

公開等の判断について当審査会が調査を行ったところ、以下のとおりであった。

ア 処分庁に確認したところ、市における情報公開制度として、条例第19条第2項の規定に基づき情報公開を総合的に推進し、保有する情報を積極的に提供するため、文書公開システムを導入し、市ホームページ上で文書件名を公開する仕組みを構築している。

イ 当該文書公開システムによる文書件名の公開の判断を行うため、文書起案を行う者は、伊丹市文書取扱規則第13条の2の規定に基づき、公開・部分公開・非公開を選択することになり、公開及び部分公開と判断したものについては、市ホームページ上に文書件名が公開されている。

ウ 一方で、公文書公開請求があった場合は、対象となる公文書を特定し、当該公文書の文書起案時点の公文書公開区分に係わず、改めて公開・部分公開・非公開を精査し、公開決定等を行っている。

エ その際、公文書公開請求に係る公開決定等と相違があった場合でも、文書公開システム上の公開・非公開等は反映されない仕組みとなっているとのことであり、起案用紙に記載されている公開等の区分はあくまで文書起案時のものであるとのことであった。

(2) 以上のことから、公文書公開請求があった際に改めて公文書の精査を行い公開等の判断を行うという運用については是認できる。

(3) したがって、起案用紙の記載と公開・非公開の処分決定の内容が異なることについてはあり得ることであり違法性はないため、処分庁の決定処分は妥当である。

2 本件処分の妥当性について

本件請求において争点となっているのは、「スーパービバホーム伊丹店の駐車場の届け出と管理に関する質問」と題された起案文書一式のうち、処分庁職員が作成した市民との電話応対記録に含まれる個人の発言内容、個人の主張を記したメール文書及びメール署名である。

当審査会は、審査請求人が主張する条例第7条第1号に基づく個人情報の該当性、及び添付書類の存否について、以下のとおり判断する。

(1) 処分庁職員が作成した市民との電話応対記録に含まれる個人の発言内容及び個人の主張を記したメール文書について

ア 審査請求人は、「個人の発言内容を職員の記憶に基づき記載した文書及び個人の主張等が記載された電子メールは、個人の一身に専属する情報であり、個人の思想・信条等に関する情報である」として、本件処分の違法性を主張している。

イ 処分庁職員が作成した電話応対記録に記載されている個人の発言内容及び質問者個人の主張等が記載されたメール文書には、個人氏名やメールアドレス、電話応対の概要が記載されており、文書全体としては個人が特定される個人情報であると言える。

ウ しかし、当審査会が当該対象文書を見分したところ、個人氏名やメールアドレスなど、特定の個人を識別することができる情報は除かれており、条例第8条第2項により、公開しても個人の権利利益を害される恐れがないと認められる。

エ したがって、条例第8条第1項により部分公開とした処分庁の決定は妥当である。

(2) メール文書に含まれるメール署名について

ア 審査請求人は、「メール署名を構成するメール送信者作成の独創的文字表記は、個人特定情報あるいは個人特定に有効な情報（特定の個人を識別することができることとなる記述）であり、非公開情報たる個人情報である。よって、公開文書では、メールから特定の個人を識別することができることとなる記述が除かれておらず、公開文書が依然として、当該文書単独で個人が特定可能な個人情報である」として、本件処分の違法性を主張している。

イ 一般的にメール等において氏名や住所、メールアドレス等を記載するにあたり、これらとは別にメール署名の一部として、記号の羅列や特定のフレーズ等をメール本文との区切り（以下「メール署名構成表記」という。）に使用することはしばしば見受けられるところである。

ウ この点、メール署名構成表記は、特殊でかつそれが特定個人の使用するものとして広く一般的に知られている場合には、特定個人を識別できる個人情報となりうる。しかし、本件におけるメール署名構成表記は、特殊でかつそれが特定個人の使用するものとして広く一般的に知られているとまでは言えず、特定個人を識別できるものとは認められない。

エ したがって、条例第7条第1号の非公開情報に該当しないとして公開した処分庁の決定は妥当である。

(3) メール文書のウェブページファイル等について

ア 審査請求人は、「市民からのメールにつき、本文を公開しているが、添付書類を公開していない」と主張している。

イ 当審査会が調査したところ、メール本文中にあるインターネット上のホームページアドレスのリンク先について、当時の担当者が確認したかどうかは不明とのことであったが、保管されている決裁文書一式にリンク先のウェブページを印刷したものは添付されていない。

ウ したがって、メール文書とともに公文書として保有されていないことから、公文書が存在しないという処分庁の判断は妥当である。

3 通話記録に係る公文書の個人名の公開について

本件処分において公開された処分庁職員が作成したスーパービバホーム伊丹店の駐車場に関する個人との電話対応記録には、処分庁と質問者個人とがやり取りを行った記録とともに、当該質問者の個人氏名が記載されたまま公開されている。

審査請求人は、「通話内容に係る文書の問い合わせ者の名字を公開した違法がある」と主張しているが、審査請求人に審査請求の利益があるとは言えず、当審査会としてはこれ以上審理には踏み込まない。

とはいえ、公開されたものはもはや取り返しが見つからない。個人情報保護の重要性に鑑みれば、誤りのない適切な処分をすべきであり、今後はこのようなことがないよう慎重に取り扱われたい。

4 結論

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会長
菊井 康夫	弁護士	委員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委員
渋谷 元宏	弁護士	委員
迫田 博幸	伊丹市人権擁護委員	委員 (平成30年8月1日～)
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委員 (～平成30年7月31日)